（公告様式）

公　　告

このたび、当共同施行が新たに行おうとする地域計画実現化促進生産基盤整備事業池之尻・木之郷地区の認可申請をしたいから、土地改良法第９５条第２項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まないもの、またはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地または土地について、この共同施行の行う土地改良事業に参加しようとするものは、同法第３条の規定により令和 8 年 12 月 7 日までに観音寺市農業委員会に申し出られたい。

令和 8 年 11 月 25 日

観音寺市池之尻町 1237-1
池之尻・木之郷地区共同施行
代表者　田淵 仁朗 

記

１．土地改良事業計画の概要
２．規約
３．特別徴収金の徴収について
４．その他必要な事項

土　地　改　良　事　業　計　画　概　要　書

地域計画実現化促進生産基盤整備事業　池之尻・木之郷地区

第一章　目　的

本地区は圃地の面積が不整形で小さく、進入路も狭いために耕作に多大な労力を要している。このため、本事業により農地の区画拡大と湧水処理を実施し、大型農業用機械の導入や農地の汎用性を高めることで、営農労力の節減及び高生産農業の促進を図るものである。

第二章　地域の所在及び現況

（1）所　在

本地区は観音寺市池之尻町、新田町、出作町及び木之郷町に所在しており、観音寺市の東部に位置している。

（2）地　形

本地区は高松自動車道に隣接する平坦地に広がり、標高30m程度である。

（3）土質・土壌

地質は砂、礫、泥が堆積した未固結の砂礫台地に位置し、粘土と砂礫の互層からなる。主として河川上流域の地質である花崗岩類及び和泉層群の砂岩、泥岩に由来する砂礫によって構成されている。

（4）気　象

瀬戸内海式気候に属し、平均気温は16.3℃、年間降水量は1,100㎜前後である。

（5）水利状況

本地区は主にため池等施設より、用水管理が行われている。

（6）営農状況

水稲を主体とし、ブロッコリー・レタス等野菜を作付けしている。

（7）地域環境の概況

本地区は周辺を農地や史跡に囲まれた、緑豊かな自然環境である。

第三章　基本計画

1．計画の要旨

自然環境を守りつつ、農用地の区画整理と湧水処理を実施することで、機械の導入による農作業の省力化を図り、農業の生産性の向上に努める。

２．主要工事

区画拡大　A=2.0ha　　湧水処理　L=100m

第四章　工事及び維持管理の要領

区画拡大工事及び地区内農用地の保全又は利用上必要な施設の管理は、受益者において管理する。

第五章　換地計画は伴わない。

第六章　費用の概算

概算事業費　３１，０００，０００円

第七章　効　用

中核的農家の営農条件を改善して農業機械や農用地の効率的利用を図り、水稲を中心に野菜等との複合経営を推進することで、経営規模拡大に資する。

第八章　他の事業との関係

該当なし

第九章　計画概要図

別紙添付

地域計画実現化促進生産基盤整備事業　池之尻・木之郷地区

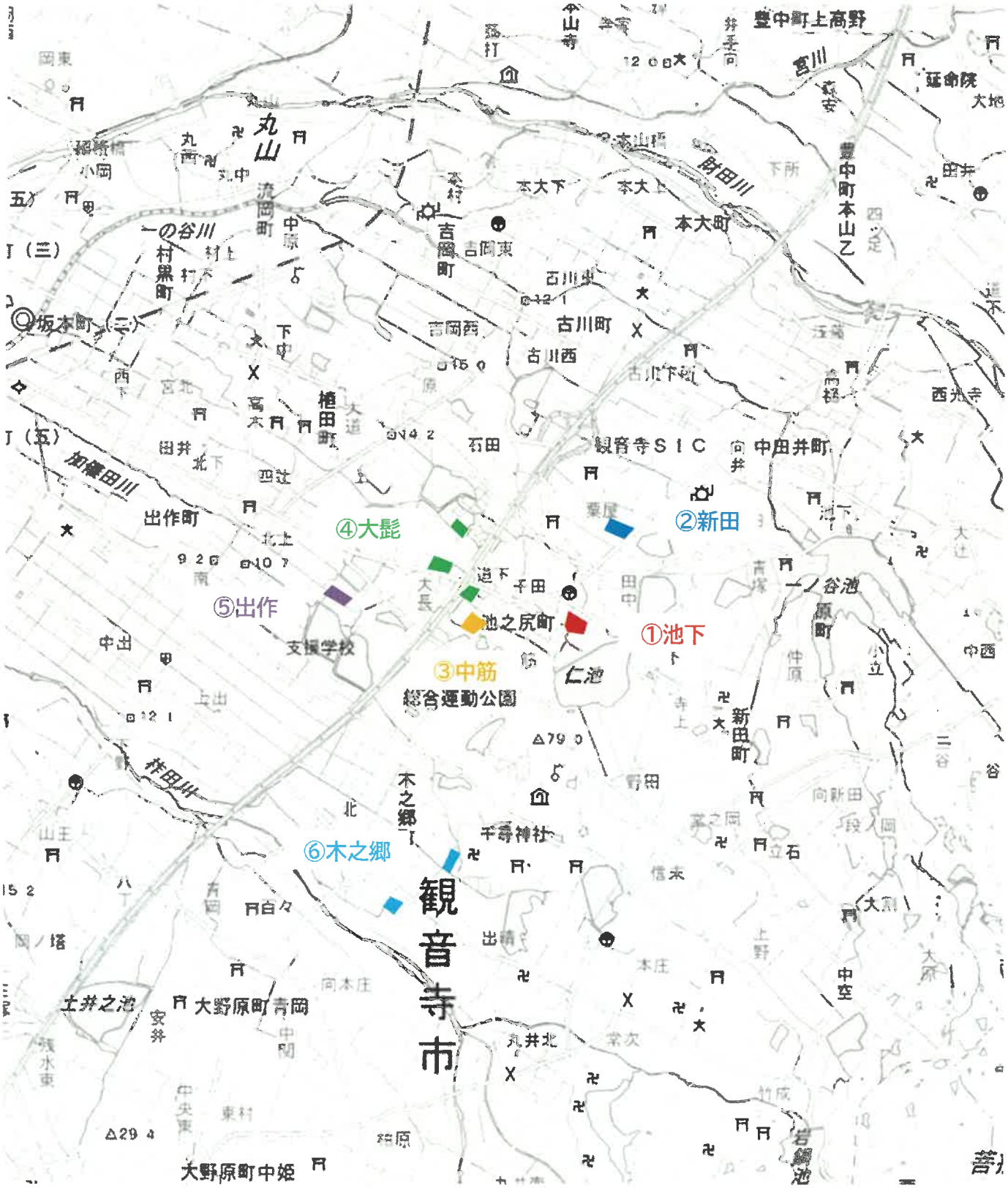

池之尻・木之郷地区（共同施行）

	町名	地区名	実施年度	面積(㎡)	工事内容	耕作者	備考
1	池之尻町 出作町	池下・新田・ 中筋・出作	R9	9,704	区画拡大 0.97ha	田淵仁朗	
2	池之尻町	大髭・中下	R9	5,322	区画拡大 0.53ha	㈱やさいや	
3	新田町	新田	R9	4,199	区画拡大 0.42ha	㈱ベイファーム	
4	木之郷町	木之郷	R9	3,617	区画拡大 0.13ha 湧水処理 100m	さんわ農夢㈱	

計画概要図　池之尻地区

県内位置図



観音寺市池之尻町

区画拡大　A=1.92ha



標準施工図

既設畦畔を除去し、現地の切り盛りや客土によって
複数区画の農地を1区画に拡大

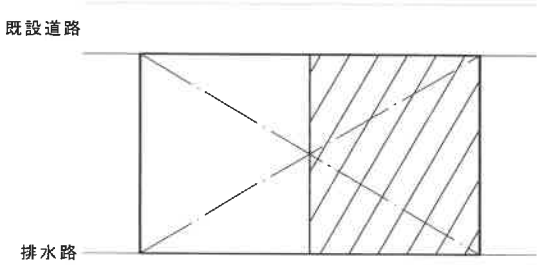

標準断面図

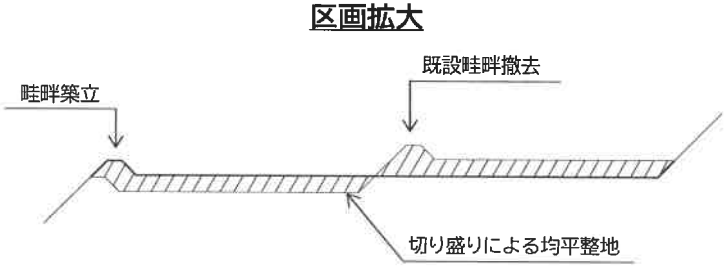

計画概要図　木之郷地区

県内位置図



観音寺市木之郷町

区画拡大　A=0.13ha

湧水処理　L=100m



標準施工図

既設畦畔を除去し、現地の切り盛りや客土によって
複数区画の農地を1区画に拡大

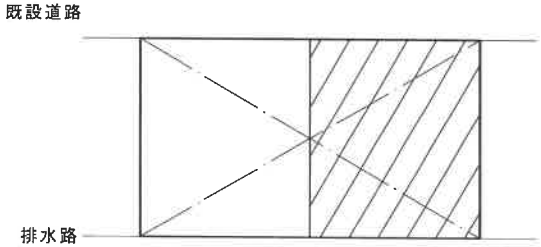

標準断面図

区画拡大

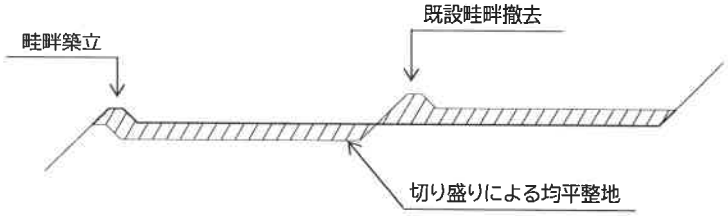

湧水処理

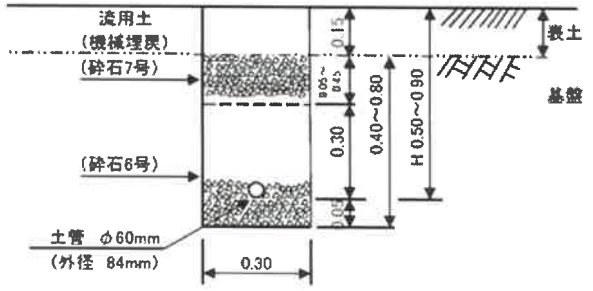

令和 8 年 11 月 24 日

観音寺市長　佐伯 明浩　殿

観音寺市池之尻町 1237-1
池之尻・木之郷地区共同施行
代表者　田淵 仁朗

土地改良事業計画概要書等の公告依頼について

このことについて、土地改良法第９５条第２項の規定により、別紙公告を貴市掲示場に次のとおり公告してくださいますようお願いします。

記

１．公告場所　観音寺市役所掲示板
観音寺市大野原支所掲示板
観音寺市豊浜支所掲示板
観音寺市ホームページ

２．公告期間　令和 8 年 11 月 25 日から
令和 8 年 11 月 30 日まで

池之尻・木之郷地区共同施行規約

第１条　この共同施行は、池之尻・木之郷地区共同施行と称する。
（以下「共同施行」という。）

第２条　この共同施行の土地改良事業を施工する地区は次に掲げる地域とする。
観音寺市池之尻町、出作町、新田町、木之郷町

第３条　この共同施行は、この規約及び土地改良事業計画の定めるところにより、次に掲げる事業を行う。

地域計画実現化促進生産基盤整備事業　区画拡大及び湧水処理工事

第４条　この共同施行の事務所は、代表者宅に置く。

第５条

１．この共同施行に施行委員を２人置き施行者が互選する。
２．施行委員の互選により委員長（以下「施行委員長」という）１人置く。
３．施行委員の任期は１年とし施行委員長の任期は１年とする。但し再任を妨げない。補欠委員はその前任者の残任期間とする。
４．施行委員はその任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
５．施行者はその総数の３分の２以上の同意を得て施行委員を解任することができる。

第６条　施行委員は土地改良事業計画及び規約の規定並びに総会の議決の範囲内において工事の施行工作物の維持管理金銭及び物品の出納その他事業の施行に関する一切の事務を処理する。

第７条

１．施行委員長は、施行委員の職務を執行するにつき施行者を代表する。
２．施行委員はあらかじめその互選により、定められた順序に従い施行委員長に事故があるときは、その職務を代理し施行委員長が欠けた場合にはその職務を行う。

第８条　共同施行の施行に伴い登記の申請をするとき、施行者は施行委員長に委任するものとする。

第９条

１．総会は総施行者で組織する。

２．施行区域内の土地につき、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用権を有する者（以下「権利者」という）は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

第 10 条

１．施行委員長は、毎事業年度１回通常総会を招集しなければならない。

２．総会は総施行者の２分の１が出席しなければ開くことができない。

３．施行委員長は必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第 11 条　施行者がその３分の１以上の同意を得て会議の目的たる事項及び召集理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、施行委員長はその請求があった日から３日以内にこれを召集しなければならない。

第 12 条

１．総会を招集するにはその総会の日の前日までに会議の日時、場所及び目的を各施行者に通知しなければならない。

２．前項の通知は共同施行者名簿に記載してあるその者の住所にあててする。

第 13 条　別に規定するものの外、次に掲げる事項は総会において議決する。

（１）経費の収支予算

（２）賦課金及び夫役現品の賦課徴収方法

（３）事業報告及び収支決算書の承認

（４）その他重要な事項

第 14 条

１．施行者は各々１個の議決権を有する。

２．施行者は第 12 条の規定により通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決を行うことができる。

３．前項の規定により議決を行う者は出席者とみなす。

４．代理人は施行者又は被代理者の同居の親族若しくはその配偶者でなければならない。

５．代理人は２人以上の施行者を代理することができない。

６．この共同施行とある施行者との関係につき議決をする場合はその施行者は議決を行うことができない。

第15条

1．総会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除いて総施行者の半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2．議長は、施行委員長があたる。

第16条　次に掲げる事項についての総会の議事は、総施行者の３分の２以上が出席し、その議決権の３分の２以上で決する。

（1）借入金並びにその方法、利率及び償還の方法

（2）解散した場合の清算人の選任

（3）残余財産の処分の方法

第17条　総会の議長は次に掲げる事項を記載した議事録を調整し、出席した施行者２人とともにこれに記名押印しなければならない。

（1）開会の日時及び場所

（2）会議を組織する者の現在総数及び出席した者の氏名又は名称

（3）議事の要領

（4）決議事項

（5）賛否の数

第18条　第３条の事業に要する経費に充てるための賦課金は、施行者ごとに算定された事業費に定められた率を乗じた額を各自負担するものとする。

第19条　前条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は総会で定める。

第20条

1．施行委員は共同施行者名簿及び土地原簿を調整し、これを議事録及び事業に関する書類とともに主たる事業所に備えて置かなければならない。

2．前項の共同施行者名簿及び土地原簿には、土地改良法施行規則第71条第３項において準用する第23条及び24条に規定する事項を記載しなければならない。

3．施行者及び権利者は前項の書簿の閲覧を求めることができる。

第21条　施行委員は毎事業年度の経費の収支予算を調整し当該事業年度前に総会の議決を経なければならない。但し、初年度においては共同施行の認可を受けた後遅滞なくこれをしなければならない。

第 22 条　金銭は総会で定められた金融機関に預け入れるものとする。

預金　香川県農業協同組合 豊田支店

第 23 条

1．工事は請負とする。

2．施行委員は工事の請負をすることができない。

第 24 条　工事の請負又は物品の購入は競争入札の方法によらなければならない。但し、総会の議決により随意契約によることができる。

第 25 条　この共同施行の事業年度は、毎年４月１日より翌年の３月 31 日までとする。

池之尻・木之郷地区共同施行

代表者　田淵仁朗　田淵

特別徴収金の徴収について

この度、地域計画実現化促進生産基盤整備事業の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づく公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」）という。）に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずから目的外用途に供した場合には、同法第 36 条の 2 第 1 項の規定により条例の定めるところにより特別徴収金を徴収することがある。

令和 8 年 11 月 25 日

観音寺市池之尻町 1237-1
池之尻・木之郷地区共同施行
代表者　田淵 仁朗